

高 圧 ガ ス 運 送 基 準

(目 的)

第1条 この基準は、高圧ガスの車両（鉄道車両を除く。）による運送について、保安事項を具体的に定め、関係者がこれを指針とし、実行することによって災害を防止することを目的とする。

(用 語)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

なお、本基準において使用する「運送」の意義は、高圧ガスを充填した容器を車両により移動することをいい、高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）に規定する「移動」と同義とする。

- (1) 運送業者等 高圧ガスの運送業者、製造業者、販売業者又は消費者であつて高圧ガスを運ぶ者
- (2) 少量高圧ガス移動者 運送業者等のうち、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載し、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下の車両のみにより高圧ガスを運ぶ者
- (3) 運送指導員 （公社）神奈川県高圧ガス防災協議会が行う講習を2年に1回以上受け、当該講習の修了を認定された者
- (4) 運送員 第7条に規定する運送員の資格を有する者（高圧ガス移動監視者、運転者及び運送補助者）
- (5) 運送車 高圧ガスを積載した車両で、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車に該当するもの
- (6) 防災事業所 高圧ガス運送途上において、警察、消防等の要請を受け、事故発生時に高圧ガスによる災害の拡大の防止に必要な活動を行うため、（公社）神奈川県高圧ガス防災協議会が指定した事業所

(適 用)

第3条 この基準は、神奈川県下を運行する運送車、運送業者等に対して適用する。

(運送業者等の責務)

第4条 運送業者等（少量高圧ガス移動者は除く。）は、次の各号を実施する責務を負う。

- (1) 運送車の点検、整備を実施すること
- (2) 車両に固定した容器等の場合には、容器再検査期限、ガス名表示に留意し、積載機器、若しくは弁、配管類の点検、整備を運送開始時及び終了時に実施すること

- (3) 運送指導員を1名以上選任すること
 - (4) 運送は、運送員又は運送指導員に行わせること
 - (5) 運送員に対し、年1回以上、高圧ガス保安法、高圧ガスの特性、高圧ガス容器の取扱い及び緊急時の措置につき教育、訓練を実施すること
 - (6) 運送員証を発行した運送員に対し、運送員証発行後、直近に行われる、知事が指定した者が行う保安講習を受講させ、その後3年に1回以上受講させること。
 - (7) 運送員保安講習受講計画書を作成し、運送員及び運送指導員に、本基準の定めるところにより受講させること。
 - (8) 高圧ガスの運送に従事する運送員及び運送指導員に、運送員証又は運送指導員証を携帯させること
 - (9) 高圧ガス地域防災協議会に加入するなど、高圧ガス運送途上における災害時の応援を受ける措置を講ずること
 - (10) その他、高圧ガス運送に係る保安上必要な措置を講ずること
- 2 少量高圧ガス移動者は、次の各号を実施する責務を負う。
- (1) 運送車の点検、整備を実施すること
 - (2) 高圧ガスの特性、高圧ガス容器の取扱い及び緊急時の措置等に関する注意事項を遵守すること
 - (3) その他、高圧ガス運送に係る保安上必要な措置を講ずること

(運送指導員の責務)

第5条 運送指導員は、事業主（運送業者等）を補佐し、高圧ガス運送の保安確保のため、関係法令及び本基準に適合するよう、運送員を監督指導するものとする。

(運送員の責務)

第6条 運送員は、高圧ガス保安法に基づいて、保安及び危害の予防に努め、次の各号に留意する。

- (1) 運送する高圧ガスの特性及び容器の取扱いについての基礎的な知識を有するものとする。
- (2) 職務を誠実に行うものとする。

(運送員の資格)

第7条 運送員は、次の各号に掲げる資格を有する者とする。ただし、少量高圧ガス移動者はこの限りでない。

- (1) 次のいずれかに該当する高圧ガスを車両に積載して運送する運送員は、高圧ガス移動監視者
 - ア 圧縮ガスのうち、可燃性ガス及び酸素にあつては容積300立方メートル以上、毒性ガスにあつては容積100立方メートル以上、液化ガスのうち可燃性ガス及び酸素にあつては質量3,000キログラム以上、毒性ガスにあつては質量1,000キログラム以上

イ 特殊高压ガス

ウ 液化水素のうち、一般高压ガス保安規則第7条の3第2項の圧縮水素スタンドの貯槽に充填するもの

(2) 前号以外の高圧ガスを運送するときは、次のいずれかに該当する者

ア 高压ガス製造保安責任者免状、高压ガス販売主任者免状、液化石油ガス業務主任者の代理者資格証の交付を受けている者、液化石油ガス設備士免状の交付を受けている者、保安業務員又は液化石油ガス調査員の資格を有する者

イ 運送指導員が行う教育を受け、かつ、事業主が適当と認めた者

(運送車の区分)

第8条 運送車を、積載する高压ガスの種類、積載形態、数量に応じて、次のとおり区分する。

高压ガスの種類	高压ガスの積載形態	高压ガスの数量	運送車の区分
可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素	車両に固定した容器により高压ガスを運送する場合		1級
	充填容器等を車両に積載して高压ガスを運送する場合	圧縮ガスにあつては容積100立方メートル、液化ガスにあつては質量1,000キログラムを超える高压ガス	2級
		圧縮ガスにあつては容積15立方メートルを超え、100立方メートル以下の高压ガス、液化ガスにあつては質量150キログラムを超え、1,000キログラム以下の高压ガス	3級
		圧縮ガスにあつては容積15立方メートル、液化ガスにあつては質量150キログラム以下の高压ガス	4級
毒性ガス	車両に固定した容器による運送及び充填容器等を車両に積載して高压ガスを運送する場合	圧縮ガスにあつては容積100立方メートル、液化ガスにあつては1,000キログラム以上の高压ガス	5級
		圧縮ガスにあつては容積100立方メートル、液化ガスにあつては1,000キログラム未満の高压ガス	6級
その他のガス	車両に固定した容器による運送及び充填容器等を車両に積載して高压ガスを運送する場合		7級

2 運送車には、前項の区分に応じ、消火設備（検定済みの消火器）及び第16条に規定する携行品を備えなければならない。

（警戒標識）

第9条 高圧ガスを運送するとき（容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合を除く。）は、次に掲げる警戒標識により高圧ガス運送車であることを明示する。

(1) 取付位置 警戒標は、車両の前方及び後方から明瞭に見える場所に掲げる。この場合、警戒標識は、車両の前部及び後部の見やすい場所に掲げること。

ただし、小型の車両にあつては、両面標示のものを運転台の屋根の付近の見やすい場所に掲げることができる。

(2) 大きさ 警戒標識は、横寸法を車幅の30%以上、縦寸法を横寸法の20%以上の長方形とし、文字で「高圧ガス」と記載したものを標準とする。

ただし、正方形又は正方形に近い形状の警戒標識を用いる場合には、その面積を600cm²以上とする。

(3) 文字 高圧ガス

(4) 材料 金属板又はこれと同等のもの

(5) 色彩 地色は黒（文字はJISK5673（1967年）「安全色彩用けい光塗料」のけい光黄で明示する。）

ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。

ア 消防自動車、救急自動車、レスキュー車、警備車その他の緊急事態が発生した場合に使用する車両において、緊急時に使用するための充填容器等

イ 冷凍車、活魚運搬車等において移動中に消費を行うための充填容器等

ウ タイヤの加圧のために当該車両の装備品として積載する充填容器等（フルオロカーボン、炭酸ガスその他の不活性ガスを充填したものに限る。）

エ 当該車両の装備品として積載する消火器

（構造）

第10条 車両に固定した容器等による運送車は、高圧ガス保安法及び道路運送車両法による道路運送車両の保安基準によらなければならない。

（積載）

第11条 高圧ガスを積載し、若しくは車両から荷卸しし、又は運送するときは、次の各号の基準に適合するものでなければならない。

(1) 車両に固定した容器等については、次の事項を確認する。

ア 容器及び配管等の漏れがないものとする。

イ 容器及び配管等の締付部にゆるみがないものとする。

ウ 運送ガス名と表示ガス名とが一致しているものとする。

(2) 充填容器等については、次の事項を確認する。

ア 充填容器等を車両に積載し、又は車両から荷卸しするときは、ゴム製マットその他衝撃を緩和する物の上で行うこと等により、当該充填容器等が衝撃を受けないための措置を講ずる。

イ 充填容器等の胴部と車両との間に布製マットをはさむこと等により、摩擦を防止し、かつ当該充填容器等にきず、へこみ等が生じないための措置を講ずる。

ウ 充填容器等には、容器弁の損傷を防止するためキャップをつけなければならない。ただし、バルブプロテクターのある容器は、この限りでない。

エ 酸素ガス容器と可燃性ガス容器とを積載するときは、特に災害防止に留意する。

オ 毒性ガスの充填容器等を積載するときは、木枠又はパッキングを施す。

カ 充填容器等は、原則として消防法に定めた危険物と混載しないこととし、特に、液化塩素の充填容器等は、圧縮水素、アセチレン、アンモニアの充てん容器等と混載しない。

キ 地盤面上を運ぶときは、充填容器等の胴部が地盤面に接しないようにして行う。

ク 充填容器等を車両に積載して運送する場合は、次により行うものとする。

(ア) 車両の最大積載量を超えて積載しない。

(イ) 圧縮ガスの充填容器等は、原則として横積みとする。

(ウ) 車両には、容器の転落防止に有効な高さを有するアオリ板を設けること。

(エ) 容器を横積みするときは、横くずれに対し十分な歯止めをし、かつ、アオリ板を越えて露出した容器がある場合は確実にロープ掛けを実施し、転落を防止する。

(オ) アセチレンガス及び液化ガスの充填容器等は、縦積み又は斜め積みとする。

(カ) 容器を縦積みするときは、確実にロープ掛けを実施し、転落転倒を防止する。

(キ) 充填容器等は、荷くずれ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、原則として車両の荷台の前方に寄せ、ロープ、ワイヤロープ、荷締め器、ネット等を使用して確実に緊縛し、かつ、当該充てん容器等の後面と車両の後バンパの後面（後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。）との間に約30cm以上の水平距離を保持するように積載する。ただし、これと同等以上の措置を講じた場合は、この限りでない。

(ク) 液化ガス10キログラム容器にあつては、二段積み以下とすること。

(ケ) 車両に積載したときは、当該車両の側板は、正常な状態に閉じた上、確実に

に止金をかける。

(運 送)

第12条 運送員は、道路交通法を遵守するとともに、次のことに注意する。

- (1) 運送は必ず運送員又は運送指導員が行う。
- (2) 運送計画を立て、余裕ある運行をする。
- (3) 運行には安全第一を心がける。
- (4) 繁華街又は人混みを避ける。
- (5) 第7条第1号に該当する運送車を、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して運送する場合は、交替して運転させるため、運転交代者を同乗させる。
 - ア 一の運転者による連続運転時間（一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、四時間を超える場合
 - イ 一の運転者による運転時間が、1日当たり九時間を超える場合
- (6) 車両に固定した容器等による運送車の場合には、途中適宜安全な場所に駐車し、積載機器若しくは圧力計、弁及び配管類を点検する。
- (7) 運送車がガード下を通過するときは、ガードの高さに注意し、車両の上部がガードに接触するおそれのあるときは、他の道へ迂回する。

(駐・停車)

第13条 運送員は、駐・停車しようとするときは、道路交通法を遵守するとともに、次のことに注意する。

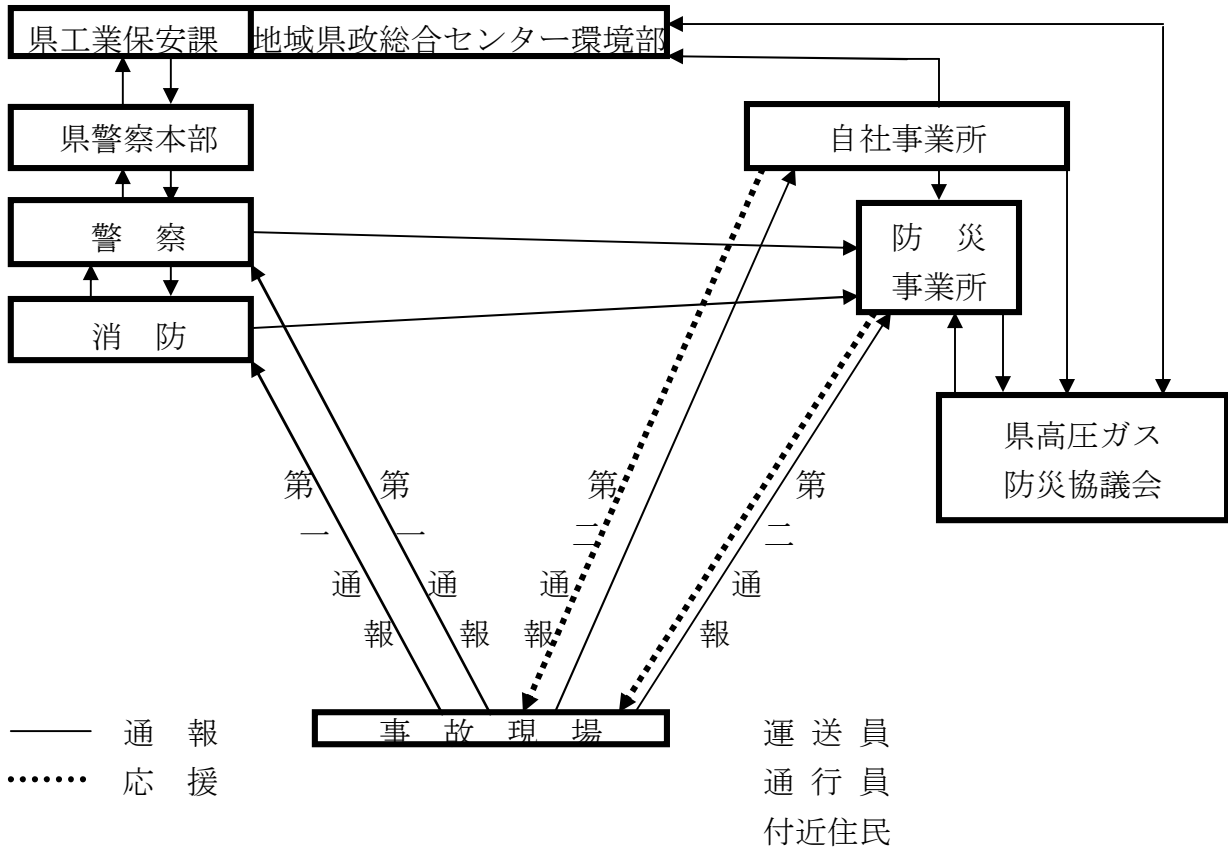
- (1) 運送途上駐車するときは、第1種保安物件又は第2種保安物件より15メートル以上離れて駐車する。ただし、積載してある高压ガスの総容量が300立方メートル（液化ガスの場合は3,000キログラム）未満の場合は、この限りでない。
- (2) 路上に駐車する場合は、交通量が少なく付近で火気を使用していない安全な場所を選んで駐車する。
- (3) 運送車が300立方メートル（液化ガスの場合3,000キログラム）以上の高压ガスを積載して運送途上2時間以上駐車する場合は、貯蔵所（高压ガス保安法第16条の許可を受けた者又は同法第17条の2の届出をした者）以外の場所に駐車してはならない。
- (4) 運送員は、食事その他やむを得ない場合を除き、運送車を離れてはならない。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合を除く。

(事故発生時の緊急措置)

第14条 運送車に積載してある高压ガスによって事故が発生したときは、事故の状況、

高压ガスの種類に応じて適切な措置をとらなければならない。

- (1) 高压ガス運送車緊急措置作業基準等に基づく適切な措置を講ずること。
- (2) 緊急連絡は次により行う。



- (2) 当該高压ガスの運送員又は運送補助員は、警察官及び消防職員等に、積載している高压ガスの種類、性質等災害の拡大防止のための事項について報告するとともに、防災事業所の防災要員の協力を得て災害防止のための活動を行うものとする。

2 特殊高压ガスに係る緊急措置については、本基準に定めるほか、「特殊材料ガス等取扱指針」（平成14年4月制定 平成24年2月改訂（一社）神奈川県高压ガス保安協会）によるものとする。

（警戒宣言発令時の措置）

第15条 大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）に基づく警戒宣言が発令された時は、「高压ガス運送業者等の警戒宣言発令時応急措置基準」及び「警戒宣言発令時に伴う高压ガス運送車運行措置指針」に基づき、運送員及び運送業者等は適切な措置をとるものとする。

（携行品）

第16条 運送車には、次のものを常備するものとする。

- (1) 運送車用常備工具のほか、運送する高压ガスの種類に応じ、災害発生防止のための応急措置に必要な、保護具、非常用工具、資材類及び薬剤等

ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合はこの限りでない。

(2) 第7条第1号に該当する運送車は、運送途上における災害時等に応援を受けるための措置等、高圧ガスの運送途上における災害防止のための事項を記載した文書

(3) 可燃性ガス、毒性ガス、酸素及び特定不活性ガスの高圧ガスを運送するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び運送中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面

ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除き、高圧ガスの移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合はこの限りでない。

(付 則)

1 この基準は昭和44年4月1日から施行する。

2 高圧ガス運送基準（昭和36年12月14日36工業第5970号）は廃止する。

(付 則)

改正規定は、昭和47年9月1日から施行する。

(付 則)

改正規定は、昭和49年5月1日から施行する。

(付 則)

改正規定は、昭和50年7月1日から施行する。

(付 則)

改正規定は、昭和51年7月1日から施行する。

(付 則)

改正規定は、昭和52年7月1日から施行する。

(付 則)

改正規定は、昭和58年4月1日から施行する。

(付 則)

改正規定は、昭和62年6月1日から施行する。

(付 則)

改正規定は、平成10年6月1日から施行する。

(付 則)

改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

(付 則)

改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

(付 則)

改正規定は、平成19年3月31日から施行する。

(付 則)

改正規定は、平成26年8月28日から施行する。

(付 則)

改正規定は、平成29年3月2日から施行する。

この規定の施行の際現に特定不活性ガスを移動しているものについては、この規定の施行の日から平成29年10月31日までの間は、従前の例によることができる。

高圧ガス運送基準及び同解説

(目 的)

第1条 この基準は、高圧ガスの車両（鉄道車両を除く。）による運送について、保安事項を具体的に定め、関係者がこれを指針とし、実行することによって災害を防止することを目的とする。

解 説

第1条関係 (目 的)

1 本条は、高圧ガスを運送するにあたって、高圧ガス保安法、道路交通法、その他の関係法令を守るとともに、この基準を守ることにより、災害を防止し公共の安全を確保することを目的とする。

2 関係者とは、第2条第5号に規定する運送車により、高圧ガスを運送する製造業者、販売業者、運送業者及び消費者をいう。

(用 語)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、本基準において使用する「運送」の意義は、高圧ガスを充填した容器を車両により移動することをいい、高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）に規定する「移動」と同義とする。

- (1) 運送業者等 高圧ガスの運送業者、製造業者、販売業者又は消費者であつて高圧ガスを運ぶ者
- (2) 少量高圧ガス移動者 運送業者等のうち、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載し、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下の車両のみにより高圧ガスを運ぶ者
- (3) 運送指導員 (公社)神奈川県高圧ガス防災協議会が行う講習を2年に1回以上受け、当該講習の修了を認定された者
- (4) 運送員 第7条の運送員の資格を有する者（高圧ガス移動監視者、運転者及び運送補助者）
- (5) 運送車 高圧ガスを積載した車両で、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車に該当するもの
- (6) 防災事業所 高圧ガス運送途上において、警察、消防等の要請を受け、事故発生時に高圧ガスによる災害の拡大の防止に必要な活動を行うため、(公社)神奈川県高圧ガス防災協議会が指定した事業所

解 説

第2条関係 (用 語)

1 本基準における「運送」の意義は、固有名詞を除き原則として高圧ガス保安法の「移動」を読み替えたものとしている。

- 2 少量高圧ガス移動者とは、本号に規定する少量の高圧ガス移動者で、例としては、医療用酸素消費者、野外レクリエーション活動での消費者等がある。
- 3 運送指導員とは（公社）神奈川県高圧ガス防災協議会が行う運送指導員資格取得講習を2年に1回以上受講し、修了証の交付を受けた者で、運送員を指導する者をいう。
- 4 高圧ガス移動監視者とは、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの運送についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者、又は甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、若しくは乙種機械責任者免状を所持し、高圧ガスの運送について監視する者をいう。
- 5 運送補助者とは、高圧ガス運送に係る荷卸し等作業を補助する者をいう。
- 6 （公社）神奈川県高圧ガス防災協議会の行う講習の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 高圧ガス保安法及び運送にかかる保安管理に関する事項
 - (2) 交通法規及び安全管理に関する事項
 - (3) 高圧ガスの性質及び取扱い方法に関する事項
 - (4) 高圧ガスの運送時における緊急措置に関する事項
 - (5) その他必要な事項

（適用）

第3条 この基準は、神奈川県下を運行する運送車、運送業者等に対して適用する。

解説

第3条関係（適用）

高圧ガスの運送途上における災害防止を図るためには、高圧ガス運送業者のみならず、「荷送人」などの高圧ガス製造業者、販売業者、消費者による自主保安体制を確立することが必要であること、また、他の都道府県から県下を通行する運送車もこの基準によることを規定したものである。

なお、「荷送人」とは、一般高圧ガス保安規則第49条第1項第19号、液化石油ガス保安規則第48条第16号に規定するもので、それらの運用及び解釈（以下「関係規則の運用及び解釈」という。）により、充填容器等の運送開始時において実際に運送を行う者に当該容器にガスを充填した状態で直接引き渡した第一種製造者、販売業者等をいう。

（運送業者等の責務）

第4条 運送業者等（少量高圧ガス移動者は除く。）は、次の各号を実施する責務を負う。

- (1) 運送車の点検、整備を実施すること
- (2) 車両に固定した容器等の場合には、容器再検査期限、ガス名表示に留意し、積載機器、若しくは弁、配管類の点検、整備を運送開始時及び終了時に実施すること
- (3) 運送指導員を1名以上選任すること
- (4) 運送は、運送員又は運送指導員に行わせること
- (5) 運送員に対し、年1回以上、高圧ガス保安法、高圧ガスの特性、高圧ガス容器の取扱い及び緊急時の措置につき教育、訓練を実施すること
- (6) 運送員証を発行した運送員に対し、運送員証発行後、直近に行われる、知事が指定した団体が行う保安講習を受講させ、その後3年に1回以上受講させること

- (7) 運送員保安講習受講計画書を作成し、運送員及び運送指導員に、本基準の定めるところにより受講させること。
 - (8) 高圧ガスの運送に従事する運送員及び運送指導員に、運送員証又は運送指導員証を携帯させること
 - (9) 高圧ガス地域防災協議会に加入するなど、高圧ガス運送途上における災害時の応援を受ける措置を講ずること
 - (10) その他、高圧ガス運送に係る保安上必要な措置を講ずること
- 2 少量高圧ガス移動者は、次の各号を実施する責務を負う。
- (1) 運送車の点検、整備を実施すること
 - (2) 高圧ガスの特性、高圧ガス容器の取扱い及び緊急時の措置等に関する注意事項を遵守すること
 - (3) その他、高圧ガス運送に係る保安上必要な措置を講ずること

解 説

第4条関係（運送業者等の責務）

- 1 点検・整備は、道路運送車両法によって行う。
- 2 車両に固定した容器等とは、高圧ガス移動式製造設備、タンクローリー、長尺容器、コンテナ等がある。
- 3 運送業者等が運送開始時及び終了時に行う車両以外の点検箇所及び点検方法は、次によるほか、ガスの種類別に作成した「高圧ガス運送車点検基準」に基づき点検する。
なお一例として、LPガスの点検内容を別表様式に示す。

別表様式1 運行前点検表

別表様式2 LPガス タンクローリー日常点検表

別表様式3 LPガス バラ容器 運送車日常点検表

別表様式4 LPガス 運送車定期点検表

(1) 車両に固定した容器等による運送車

ア 運送開始時の点検

- (ア) 容器本体と車両との結束又は固定が十分であること。
- (イ) 緊急しゃ断装置及び元弁が閉止されていること。
- (ウ) バルブ、安全弁及び圧力計取付部等に漏えいのないこと。
- (エ) 充填後にガスの漏えいがなくないこと。
- (オ) 充填ホースの接続口にキャップフタが装着されていること。
- (カ) 非常用工具、保護具、資材、薬剤類及び消火器が正常に使用できる状態であることを確認すること。
- (キ) ガス名の表示、容器の再検査期限及び標識類を確認すること。

イ 運送終了時の点検

- (ア) バルブ等のハンドルのゆるみがないこと。
- (イ) 高さ検知棒及び容器の下部に設けた附属配管等に損傷がないこと。
- (ウ) 附属品等の締付けボルトのゆるみがないこと。
- (エ) 携行する用具及び資材等の脱落、損傷等がないこと。

(2) その他の運送車

- ア 容器の固定状態（ロープ掛け、歯止め等）が確実であること。
- イ 容器及びバルブ等からガスの漏えいのないこと。
- ウ 容器に保護キャップが確実に取り付けられていること。
- エ 非常用工具、保護具、資材、薬剤類及び消火器が正常に使用できる状態であることを確認すること。
- オ 標識類を確認すること。

4 容器再検査期限に留意するとは、法に定める容器再検査期限が過ぎていないかどうか
に留意することをいう。

5 運送指導員の選任については、事業者の業務において、一切、高圧ガスの運送を行わな
い場合（緊急時の運送も含め、運送業務について他事業者にすべて委託し、実際に運送す
ることがない場合のみをいう。）は、運送指導員の選任を免除する。

ただし、この場合にあつては、委託事業者は受託事業者に対し、委託業務履行に係る高
圧ガス保安法令及び本基準等の適合の確認、指導監督の責務を負うものである。

6 知事の指定した者の行う運送員講習の内容は、次のとおりとする。

- (1) 高圧ガスの性質及び取扱い方法について
- (2) 高圧ガスの運送時の保安管理と緊急措置について
- (3) 高圧ガス運送関係法令について
- (4) 交通事故防止について
- (5) その他必要な事項について

7 知事の指定した者が行う保安講習とは、知事が指定した者が行う講習会又は（公社）
神奈川県高圧ガス防災協議会の自主事業として実施する上記内容の講習とする。

8 高圧ガス地域防災協議会とは、一般高圧ガス保安規則第49条第1項第19号及び液
化石油ガス保安規則第48条第16号の「事故等が発生した際に共同して対応する組織」
をいい、神奈川県では、（公社）神奈川県高圧ガス防災協議会をいう。

9 高圧ガス地域防災協議会への加入については、第7条第1号の規定に係る高圧ガスを
運送事業者以外の運送業者等も災害防止上加入することが望ましい。

10 少量高圧ガス移動者は、取扱う高圧ガスについての販売店等からの周知文書、注意事
項、及び容器に貼付されている注意事項等に関し、十分な注意を払い、遵守するもの
とする。

11 少量高圧ガス移動者は、事故の発生や災害に遭遇した場合、販売店、又は警察、消防
機関等に速やかに連絡し、事故災害の未然防止、拡大防止に努めるものとする。

12 保安講習受講計画書の作成は原則として運送事業者自らがを行い、受講管理は運送指導
員に一任することができるものとする。

（運送指導員の責務）

第5条 運送指導員は、事業主（運送業者等）を補佐し、高圧ガス運送の保安確保のため、関係法令及び本基準に適合するよう、運送員を監督指導するものとする。

解 説

第5条関係（運送指導員の責務）

運送指導員の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 運送車両並びに運送車の容器及び附属品等の法定検査受検業務に関すること
- (2) 運送車の日常点検、整備及び定期自主点検の実施に係る指導監督に関すること
- (3) 高圧ガスの移動に関わる保安についての作業基準、緊急時の措置基準等の立案、整備等に関すること
- (4) 運送員に対する保安教育、保安講習受講計画を作成し実施すること、及び緊急措置訓練、防災訓練等の計画を作成し実施すること
- (5) 前記(4)に係る実施状況を記録保存すること
- (6) 災害が発生した場合、その原因の調査及び対策の検討を行うこと
- (7) 保安に関する情報を収集すること
- (8) その他高圧ガス運送に係る保安上必要な措置

(運送員の責務)

第6条 運送員は、高圧ガス保安法に基づいて、保安及び危害の予防に努め、次の各号に留意する。

- (1) 運送する高圧ガスの特性及び容器の取扱いについての基礎的な知識を有するものとする。
- (2) 職務を誠実に行うものとする。

解 説

第6条関係 (運送員の責務)

1 基礎的な知識をもたせるための教育の内容は、次のとおりとする。

- (1) 高圧ガス保安法の概要
- (2) 高圧ガスの性質、容器の取扱い方法
- (3) 事故時の緊急措置訓練
- (4) 高圧ガス運送基準
- (5) 警戒宣言発令時の措置訓練

参考資料…………… (一社)神奈川県高圧ガス保安協会編「高圧ガス要覧」「高圧ガス消費基準」

(公社)神奈川県高圧ガス防災協議会編「高圧ガス運送員必携」

2 運送員は、法令、本基準(積載(第11条)、運送(第12条)、駐・停車(第12条)、事故発生時の緊急措置(第14条)等)を遵守し、安全確保、事故の未然防止に努め、職務を誠実に遂行すること

(運送員の資格)

第7条 運送員は、次の各号に掲げる資格を有する者とする。ただし、少量高圧ガス移動者はこの限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する高圧ガスを車両に積載して運送する運送員は、高圧ガス移動監視者

ア 圧縮ガスのうち、可燃性ガス及び酸素にあつては容積300立方メートル以上、毒性ガスにあつては容積100立方メートル以上、液化ガスのうち可燃性ガス及び

酸素にあつては質量3,000キログラム以上、毒性ガスにあつては質量1,000キログラム以上

イ 特殊高压ガス

ウ 液化水素のうち、一般高压ガス保安規則第7条の3第2項の圧縮水素スタンドの貯槽に充填するもの

(2) 前号以外の高圧ガスを運送するときは、次のいずれかに該当する者

ア 高压ガス製造保安責任者免状、高压ガス販売主任者免状、液化石油ガス業務主任者の代理者資格証の交付を受けている者、液化石油ガス設備士免状の交付を受けている者、保安業務員又は液化石油ガス調査員の資格を有する者

イ 運送指導員が行う教育を受け、かつ、事業主が適当と認めた者

解 説

第7条関係 (運送員の資格)

1 運送指導員は運送員の資格を併せて有する者である。

2 運送指導員証は(公社)神奈川高压ガス防災協議会、運送員証は運送員所属事業所長が発行し、その様式は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 運送指導員証

← 8.5 cm →

高压ガス運送指導員証

写 真		No. _____
	氏名	_____
	生年月日	年 月 日

5.5 cm

本証は高压ガス運送基準第4条第1項第3号に基づき交付する。

年 月 日

公益社団
法人 神奈川県高压ガス防災協議会

講習受講記録

(裏)

受講年月日	受講年月日	受講年月日
受講年月日	受講年月日	受講年月日

(2) 運送員証

← 8.5 cm →

(表)

高压ガス運送員証

写

 真

No. _____

氏名	
生年月日	年 月 日

本証は高压ガス運送基準第7条に基づき
交付する。

年 月 日発行

事業所名	
事業所長名	印
指導員	証番号
	氏名
	印

↑ 5.5 cm ↓

講習受講記録

(裏)

受講年月日	受講年月日	受講年月日
受講年月日	受講年月日	受講年月日

3 なお、運送業者等は、通常の運送員はもとより、第7条に規定されている高圧ガス移動監視者、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、液化石油ガス業務主任者の代理者、液化石油ガス設備士、保安業務員又は液化石油ガス調査員のいずれかの資格を有している者であっても、運送に従事する者には、運送員証を交付するものとする。

ただし、運送指導員の資格を有する者には、運送員証は必要としない。

4 少量高圧ガス移動者は、運送員証の携帯を必要としない。

(運送車の区分)

第8条 運送車を、積載する高圧ガスの種類、積載形態、数量に応じて、次のとおり区分する。

高圧ガスの種類	高圧ガスの積載形態	高圧ガスの数量	運送車の区分
可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素	車両に固定した容器により高圧ガスを運送する場合		1級
	充填容器等を車両に積載して高圧ガスを運送する場合	圧縮ガスにあつては容積100立方メートル、液化ガスにあつては質量1,000キログラムを超える高圧ガス	2級
		圧縮ガスにあつては容積15立方メートルを超え、100立方メートル以下の高圧ガス、液化ガスにあつては質量150キログラムを超え、1,000キログラム以下の高圧ガス	3級
		圧縮ガスにあつては容積15立方メートル、液化ガスにあつては質量150キログラム以下の高圧ガス	4級
毒性ガス	車両に固定した容器による運送及び充填容器等を車両に積載して高圧ガスを運送する場合	圧縮ガスにあつては容積100立方メートル、液化ガスにあつては1,000キログラム以上の高圧ガス	5級
		圧縮ガスにあつては容積100立方メートル、液化ガスにあつては1,000キログラム未満の高圧ガス	6級
その他のガス	車両に固定した容器による運送及び充填容器等を車両に積載して高圧ガスを運送する場合		7級

2 運送車には、前項の区分に応じ、消火設備（検定済みの消火器）及び第16条に規定する携行品を備えなければならない。

解 説

第8条関係（運送車の区分）

- 1 本条は、運送する高圧ガスの種類、積載形態及び数量によって、運送車を1級から7級の7段階に区分することにより、運送車が備えるべき最少限の消火設備及び携行品の範囲を定めることを目的とする。
- 2 「その他のガス」とは、可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素及び毒性ガス（特殊高圧ガスを含む。）以外のガスをいう。
- 3 検定済とは、自動車用消火器として国家検定に合格したものをいう。
- 4 消火器の取扱訓練は、年1回以上実施し、保安教育記録に記録する。
- 5 消火器は、運送車の区分及び高圧ガスの種類に応じ、次の表により携行する。

運送車の区分	高圧ガスの種類	消火器の種類		備付け個数
		消火薬剤の種類	能力単位	
1 級	可燃性ガス	粉末消火剤	B-10以上	2個以上
	酸素 三フッ化窒素 特定不活性ガス	粉末消火剤	B-8以上	2個以上
2 級	可燃性ガス 酸素 三フッ化窒素 特定不活性ガス	粉末消火剤	B-10以上	2個以上
3 級	可燃性ガス 酸素 三フッ化窒素 特定不活性ガス	粉末消火剤	B-10以上	1個以上
4 級	可燃性ガス 酸素 三フッ化窒素 特定不活性ガス	粉末消火剤	B-3以上	1個以上
5 級	毒性ガス	粉末消火剤	B-6以上	1個以上
6 級	毒性ガス	粉末消火剤	B-3以上	1個以上
7 級	その他のガス	粉末消火剤	B-1以上	1個以上

(注)

- (1) 能力単位は、「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和39年9月17日、自治省令第27号）に基づき定められたものをいう。
- (2) 一つの消火器の消火能力が所定の能力単位に満たない場合にあつては、追加して取り付ける他の消火器との合算能力が、所定の能力単位に相当した能力単位以上であれば、その所定の能力単位の消火器を取り付けたものとみなすことができる。

- (3) 炭酸ガス運送車であっても上表の区分に応じて消火器を携行すること。
- (4) 携行中の消火器が「自動車用消火器」以外のものであるときは、その消火器が腐食、破損等で交換する際「自動車用消火器」に切替えること。
- (5) 能力単位欄中、Bは油火災に適応するものをいう。
- (6) 毒性ガスにあつては、可燃性ガス及び三フッ化窒素を除く。

(警戒標識)

第9条 高圧ガスを運送するとき（容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合を除く。）は、次に掲げる警戒標識により高圧ガス運送車であることを明示する。

- (1) 取付位置 警戒標識は、車両の前方及び後方から明瞭に見える場所に掲げる。この場合、警戒標識は、車両の前部及び後部の見やすい場所に掲げること。ただし、小型の車両にあつては、両面標示のものを運転台の屋根の付近の見やすい場所に掲げることができる。
- (2) 大きさ 警戒標識は、横寸法を車幅の30%以上、縦寸法を横寸法の20%以上の長方形とし、文字で「高圧ガス」と記載したものを標準とする。ただし、正方形又は正方形に近い形状の警戒標識を用いる場合には、その面積を600cm²以上とする。
- (3) 文 字 高圧ガス
- (4) 材 料 金属板又はこれと同等のもの
- (5) 色 彩 地色は黒（文字はJISK5673「安全色彩用けい光塗料」のけい光黄で明示する。）

ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。

ア 消防自動車、救急自動車、レスキュー車、警備車その他の緊急事態が発生した場合に使用する車両において、緊急時に使用するための充填容器等

イ 冷凍車、活魚運搬車等において移動中に消費を行うための充填容器等

ウ タイヤ加圧のために当該車両の装備品として積載する充填容器等（フルオロカーボン、炭酸ガスその他の不活性ガスを充填したものに限る。）

エ 当該車両の装備品として積載する消火器

解 説

第9条関係（警戒標識）

1 本条は標識を掲げることによって、その車両が高圧ガスの運送車であることを一般に周知させ、運送員の自覚と、他の車両等に注意をうながし、災害を防止することを目的とする。

なお、臨時の運送車等は、見やすい警戒標示をもって標識板にかえることができる。

2 毒物及び劇物取締法施行規則に定められた毒性ガス（アンモニア、シアン化水素、塩素、塩化水素、クロルメチル、フッ化水素等）を5,000kg以上積載する運送車は、あわせて、次に掲げる標識板により毒性ガスの運送車であることを明示しなければならない。

- (1) 取付位置 車両前後の見やすい場所
- (2) 大きさ 30センチメートルの正方形
- (3) 文字 「毒」
- (4) 材料 金属板又はこれと同等のもの
- (5) 色彩 地色は黒。文字は白にて明示する。

(構造)

第10条 車両に固定した容器等による運送車は、高压ガス保安法及び道路運送車両法による道路運送車両の保安基準によらなければならない。

(積載)

第11条 高压ガスを積載し、若しくは車両から荷卸しし、運ぶときは、次の各号の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 車両に固定した容器等については、次の事項を確認する。
 - ア 容器及び配管等の漏れがないものとする。
 - イ 容器及び配管等の締付部にゆるみがないものとする。
 - ウ 運送ガス名と表示ガス名とが一致しているものとする。
- (2) 充填容器等については、次の事項を確認する。
 - ア 充填容器等を車両に積載し、又は車両から荷卸しするときは、ゴム製マットその他衝撃を緩和する物の上で行うこと等により、当該充填容器等が衝撃を受けないための措置を講ずる。
 - イ 充填容器等の胴部と車両との間に布製マットをはさむこと等により、摩擦を防止し、かつ当該充填容器等にきず、へこみ等が生じないための措置を講ずる。
 - ウ 充填容器等には、容器弁の損傷を防止するためキャップをつけなければならない。ただし、バルブプロテクターのある容器は、この限りではない。
 - エ 酸素ガス容器と可燃性ガス容器とを積載するときは、特に災害防止に留意する。
 - オ 毒性ガスの充填容器等を積載するときは、木枠又はパッキングを施す。
 - カ 充填容器等は、原則として消防法に定めた危険物と混載しないこととし、特に液化塩素の充填容器等は、圧縮水素、アセチレン、アンモニアの充填容器等と混載しない。
 - キ 地盤面上を運ぶときは、充填容器等の胴部が地盤面に接しないようにして行う。
 - ク 充填容器等を運送する場合は、次により行うものとする。
 - (ア) 車両の最大積載量を超えて積載しない。
 - (イ) 圧縮ガスの充填容器等は、原則として横積みとする。
 - (ウ) 車両には、容器の転落防止に有効な高さを有するアオリ板を設けること。
 - (エ) 容器を横積みするときは、横くずれに対し十分な歯止めをし、かつ、アオリ板を越えて露出した容器がある場合は確実にロープ掛けを実施し、転落を防止する。

- (オ) アセチレンガス及び液化ガスの充填容器等は、縦積み又は斜め積みとする。
- (カ) 容器を縦積みするときは、確実にロープ掛けを実施し、転落転倒を防止する。
- (キ) 充填容器等は、荷くずれ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、原則として車両の荷台の前方に寄せ、ロープ、ワイヤロープ、荷締め器、ネット等を使用して確実に緊縛し、かつ、当該充てん容器等の後面と車両の後バンパの後面（後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。）との間に約30cm以上の水平距離を保持するように積載する。
- ただし、これと同等以上の措置を講じた場合は、この限りではない。
- (ク) 液化ガス10キログラム容器にあつては、二段積み以下とすること。
- (ケ) 車両に積載したときは、当該車両の側板は、正常な状態に閉じた上、確実に止金をかける。

解 説

第11条関係（積 載）

- 1 第2号エの災害防止の方法は、仕切り板を置いてはつきり区別するのが望ましいが、やむを得ない場合は、酸素ガス容器の容器弁の向きを可燃性ガスの容器弁の向きと反対方向にするのがよい。
- 2 高圧ガスと危険物との混載禁止については、内容積が120リットル未満の容器に充てんされた液化石油ガス、圧縮天然ガス又は不活性ガス（窒素ガス、アルゴンガス、二酸化炭素、ヘリウム等）と第4類の危険物については、高圧ガス保安法及び消防法の規定により適用除外である。
- 3 ク(ウ)の「アオリ板の有効な高さ」とは、積載する容器の高さの2分の1以上とし、2段積みとする場合は、上部の容器の中心までの高さ以上の高さとする。ただし、容器を鳥居に並列に積載し、かつ、鳥居に緊縛した場合又は容器を斜め積みとした場合は、この限りでない。
- 4 ク(エ)の「確実にロープ掛けを実施し」とは、アオリ板を越えて露出した容器だけをロープ掛けするのではなく最下段の容器と最上段の容器がロープで連続されるような方法によることをいう。
- 5 容器を横積みとする場合、アオリ板を越えて露出する容器の段数は1段までとし、2段以上は積まないこと。
- 6 ク(オ)の液化ガス容器の横積みは、安全弁が液化ガスにつかり、万一の場合、安全弁からガスが抜けず液体が出ることになり、特に危険であるので、液化ガス容器の横積みは行わないこと。ただし、容器内においてガス側につながるサイホンパイプを有する容器、液が漏れても保安上支障のない不活性ガスを充填した容器又は液漏れのおそれのない構造の容器の場合は、この限りでない。

なお、軽自動車で、液化ガス容器を立てて積載することが、運送車の運転上好ましくない場合には、安全弁の放出口を上に向け容器の側面と荷台との角度が20度以上となるよう容器肩部に枕をあてがい、かつ、容器を枕と固定し斜め積みするものとする。

この場合2段積みすることは、上段の容器が車のバウンド等により、ずり落ちるおそれがあるので行わないこと。

7 ク(キ)で「ただし、十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があり、高圧ガス保安法に適合するものであれば、この限りではない。」とは次の方法をいい、一般高圧ガス保安規則関係例示基準の「充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）に基づいたものである。

- (1) 充填容器等をロープ等により緊縛した場合であって、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したものであること。以下同じ。）を設けた場合
- (2) 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの3分の2以上となる場合（充填容器等を立積みする場合であって、側板の上部に補助わく又は補助板を設けた場合を含み、充填容器等を2段以上積み重ねた場合にあつては、その最上段のものの高さの3分の2以上の高さとなる場合とする。以下同じ。）であつて、木わく、角材等を使用して充填容器等を確実に固定することができ、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が約30cm以上である場合
- (3) 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの3分の2以上となる場合であつて、木わく、角材等を使用して充填容器等を確実に固定することができ、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパを設けた場合
- (4) 充填容器等をロープ等により緊縛した場合又は車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの3分の2以上となる場合であつて、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シートその他のこれらと同等以上の効果を有するものをいう。）を挿入し、確実に固定することができる場合

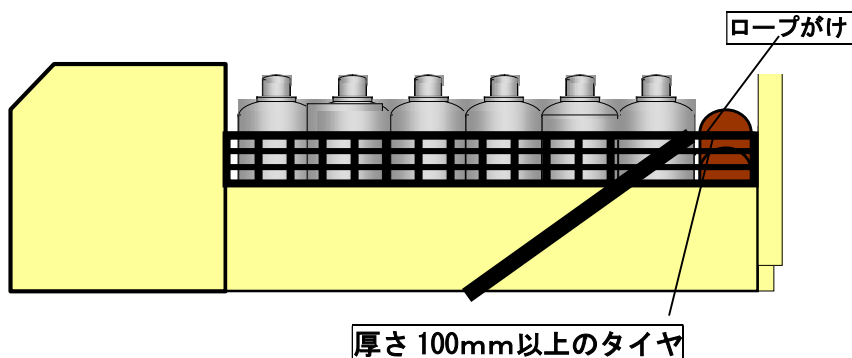
パワーゲート車（荷台幅約1,500mm）で緩衝材（タイヤ）を利用した場合の例

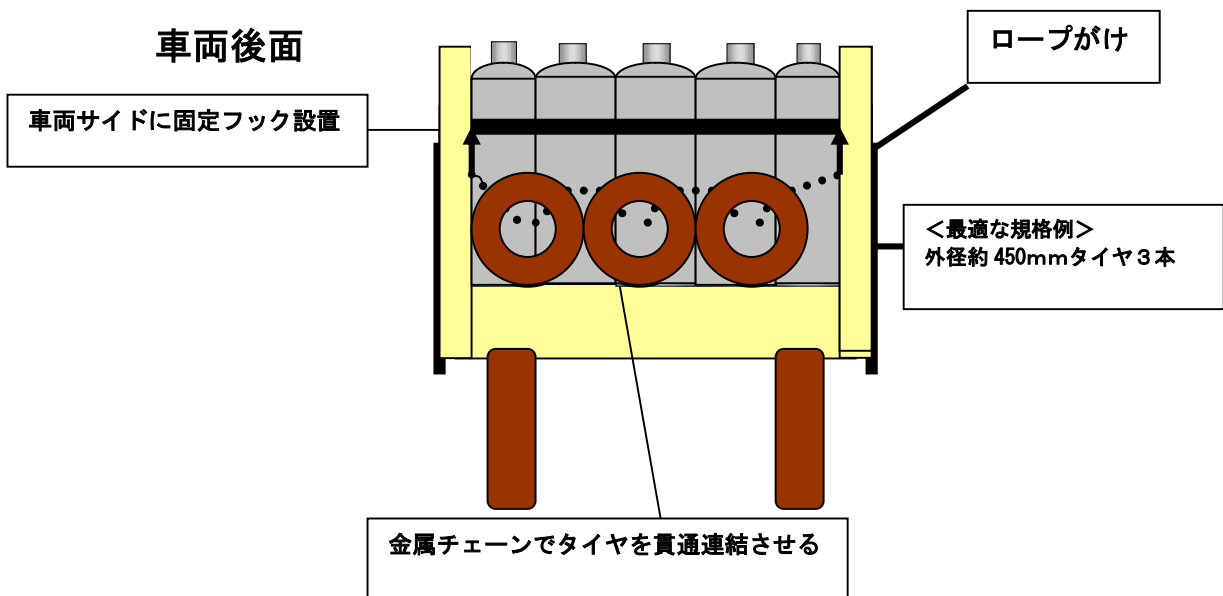
<留意点>

- ① タイヤが容器後面と車両後面の間にあること。
- ② 古タイヤを用いる場合はバースト等による損傷がないこと。
- ③ 厚み100mm以上のタイヤで車両後面の約90%程度を確保すること。
- ④ 追突時にタイヤが転倒しないような構造であること。（下記図参照）

<図解例>

車両側面





8 消防法に定められた危険物を次表に掲げる。

(危険物一覧表)

危険物品名・指定数量表

・ は、政令で指定された危険物を示す。

類	品名	性質	指定数量	
第1類	1 塩素酸塩類	第1種酸化性 固体	50kg	
	2 過塩素酸塩類			
	3 無機過酸化物			
	4 亜塩素酸塩類			
	5 臭素酸塩類			
	6 硝酸塩類			
	7 よう素酸塩類			
	8 過マンガン酸塩類	第2種酸化性 固体	300kg	
	9 重クロム酸塩類			
	10 その他政令で定めるもの			(1) 過よう素酸塩類
				(2) 過よう素酸
(3) クロム、鉛又はよう素の酸化物				
(4) 亜硝酸塩類				
(5) 次亜塩素酸塩類				
(6) 塩素化イソシアヌル酸	第3種酸化性 固体	1,000kg		
(7) ペルオキシ二硫酸塩類				
(8) ペルオキシほう酸塩類				
11	前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの			

類	品名	性質	指定数量	
第2類	1 硫化りん		100kg	
	2 赤りん		100kg	
	3 硫黄		100kg	
	4 鉄粉		500kg	
	5 金属粉	第1種可燃性 固体	100kg	
	6 マグネシウム			
	7 その他政令で定めるもの（未指定）			
	8 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第2種可燃性 固体	500kg	
	9 引火性固体		1,000kg	
第3類	1 カリウム		10kg	
	2 ナトリウム		10kg	
	3 アルキルアルミニウム		10kg	
	4 アルキルリチウム		10kg	
	5 黄りん		20kg	
	6 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く）及びアルカリ土類金属	第1種自然発火性物質及び禁水性物質	10kg	
	7 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く）			
	8 金属の水素化物	第2種自然発火性物質及び禁水性物質	50kg	
	9 金属のりん化合物			
	10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物			
	11 その他政令で定めるもの	(1) 塩素化けい素化合物	第3種自然発火性物質及び禁水性物質	300kg
	12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの			
第4類	1 特殊引火物		50 ^{リットル}	
	2 第1石油類	非水溶性液体 水溶性液体	200 ^{リットル} 400 ^{リットル}	
	3 アルコール類		400 ^{リットル}	
	4 第2石油類	非水溶性液体 水溶性液体	1,000 ^{リットル} 2,000 ^{リットル}	
	5 第3石油類		2,000 ^{リットル} 4,000 ^{リットル}	
	6 第4石油類		6,000 ^{リットル}	
	7 動植物油類		10,000 ^{リットル}	
第5類	1 有機過酸化物	第1種自己反応性物質	10kg	
	2 硝酸エステル類			
	3 ニトロ化合物			
	4 ニトロソ化合物			
	5 アゾ化合物	第2種自己反応性物質	100kg	
	6 ジアゾ化合物			
	7 ヒドラジンの誘導体			
	8 その他政令で定めるもの			(1) 金属のアジ化物 (2) 硝酸グアニジン

	9 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		
第 6 類	1 過塩素酸		300kg
	2 過酸化水素		
	3 硝酸		
	4 その他政令で定めるもの (1)ハゲソ間化合物		
	5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		

(運 送)

第12条 運送員は、道路交通法を遵守するとともに、次のことに注意する。

- (1) 運送は必ず運送員又は運送指導員が行う。
- (2) 運送計画を立て、余裕ある運行をする。
- (3) 運行には安全第一を心がける。
- (4) 繁華街又は人混みを避ける。
- (5) 第7条第1号に該当する運送車を、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して運送する場合は、交替して運転させるため、運転交代者を同乗させる。
 - ア 一の運転者による連続運転時間が、四時間を超える場合
 - イ 一の運転者による運転時間が、1日当たり九時間を超える場合
- (6) 車両に固定した容器等による運送車の場合には、途中適宜安全な場所に駐車し、積載機器若しくは圧力計、弁及び配管類を点検する。
- (7) 運送車がガード下を通過するときは、ガードの高さに注意し、車両の上部がガードに接触するおそれのあるときは、他の道へ迂回する。

解 説

第12条関係 (運 送)

- 1 余裕あるとは、人と時間に余裕があること。
- 2 安全運転については、次のことを心得ておくこと。
 - (1) 運転者は安全確実に運転できる体調を保持する。そのため、必要な場合には、休息、仮眠をとり又は交替する。
 - (2) 通常の運転経路をできるかぎり変更しない。
 - (3) 特に車両に固定した容器等の運送車である場合には、次の事項に留意する。
 - ア 重量が大きいうえに重心が高く、無理な運転をすると転覆しやすい。
 - イ 容器内が液化ガスである場合には、悪路やカーブ走行の場合など重心が移って転覆しやすい。
 - ウ 重量が大きいため、ブレーキがききにくく追突しやすいので、車間距離を充分とること。
 - エ 高速道路を運行する場合には、速度感が鈍って実際の速度以下に感じがちであるので制限速度に注意する。
- 3 第4号は、できるかぎり繁華街又は人混みを避けるべきことを規定している。
- 4 第6号は、運行時間が第5号に該当する場合若しくは悪路を通過した場合には、積載機

器その他を点検すべきことを規定している。

(駐・停車)

第13条 運送員は、駐・停車しようとするときは、道路交通法を遵守するとともに、次のことに注意する。

- (1) 運送途上駐車するときは、第1種保安物件又は第2種保安物件より15メートル以上離れて駐車する。ただし、積載してある高圧ガスの総容量が300立方メートル（液化ガスの場合は3,000キログラム）未満の場合は、この限りでない。
- (2) 路上に駐車する場合は、交通量が少なく付近で火気を使用していない安全な場所を選んで駐車する。
- (3) 運送車が300立方メートル（液化ガスの場合3,000キログラム）以上の高圧ガスを積載して運送途上2時間以上駐車する場合は、貯蔵所（高圧ガス保安法第16条の許可を受けた者又は同法第17条の2の届出をした者）以外の場所に駐車してはならない。
- (4) 運送員は、食事その他やむを得ない場合を除き、運送車を離れてはならない。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合を除く。

解 説

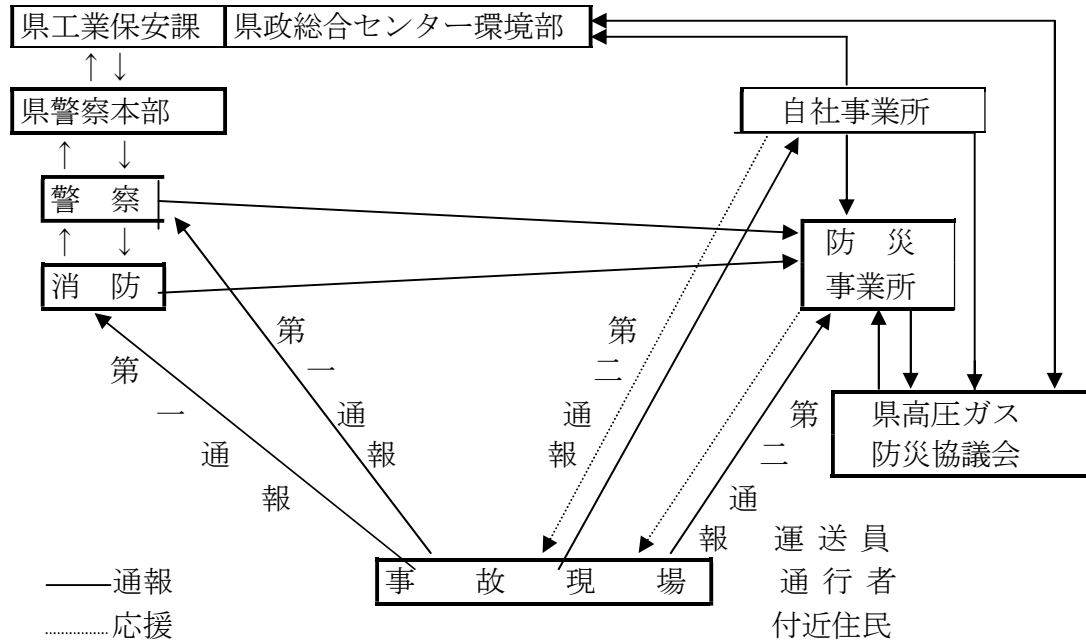
第13条関係（駐・停車）

- 1 第1種保安物件とは、高圧ガス保安法による学校、病院、劇場及び映画館等をいう。
- 2 第2種保安物件とは、高圧ガス保安法による人家等をいう。
- 3 「15メートル」は、高圧ガス保安法による容器置場の基準を採用した。
- 4 「300立方メートル」は、高圧ガス保安法で、高圧ガス貯蔵所の規制をうける容積（温度零度、圧力零MPaの状態に換算した容積をいう。）から、この数値を採用した。なお、液化ガスについては、10キログラムを1立方メートルとして計算する。
「2時間以上」は、高圧ガス保安法で、高圧ガス貯蔵所の規制をうけることとなる時間から、これを採用した。
- 5 本文(4)において、運送員がやむを得ず車両から離れる場合でも、車両に対して、常に目の届く範囲にいることを原則とする。
- 6 少量高圧ガス移動者であっても、路上に駐車する場合、交通量が少なく、付近で火気を使用していない安全な場所に駐車するよう留意する。

(事故発生時の緊急措置)

第14条 運送車に積載してある高圧ガスによって事故が発生したときは、事故の状況、高圧ガスの種類に応じて適切な措置をとらなければならない。

- (1) 高圧ガス運送車緊急措置作業基準等に基づく適切な措置を講ずること。
- (2) 緊急連絡は次により行う。



- (3) 当該高圧ガスの運送員又は同乗者は、警察官及び消防職員等に、積載している高圧ガスの種類、性質等災害の拡大防止のための事項について報告するとともに、防災事業所の防災要員の協力を得て災害防止のための活動を行うものとする。

2 特殊高圧ガスに係る緊急措置については、本基準に定めるほか、「特殊材料ガス等取扱指針」(平成14年4月制定 平成24年2月改訂(一社)神奈川県高圧ガス保安協会)によるものとする。

解説

第14条関係 (事故発生時の緊急措置)

- 1 緊急時の措置は「高圧ガス運送車緊急措置作業基準(公社)神奈川県高圧ガス防災協議会」に定めるもので、運送員が運送途上、事故に遭遇した時、とるべき基本的な措置であり、それぞれのガスの特性に応じてとるべき適切な措置の例を別表1に掲げる。
- 2 警察官及び消防職員等への報告は、口頭によるほか災害防止のための事項が記載された書面等の提示によりの確に行うこと。
- 3 運送業者等は、運送業務の安全及び緊急時の的確な措置を確保するため作業帽、作業衣並びに作業靴等を支給若しくは貸与し、運送に従事する際、着用させることが必要である。

(警戒宣言発令時の措置)

第15条 大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日法律第73号)に基づく警戒宣言が発令された時は、「高圧ガス運送業者等の警戒宣言発令時応急措置基準」及び「警戒宣言発令時に伴う高圧ガス運送車運行措置指針」に基づき、運送員及び運送業者等は適切な措置をとるものとする。

解 説

第15条関係（警戒宣言発令時の措置）

警戒宣言発令時に運送途上にある高圧ガス運送車は、地震防災対策強化地域内のみならず、地震防災対策強化地域外についてもこの基準及び指針を準用する。

（携行品）

第16条 運送車には、次のものを常備するものとする。

- (1) 運送車用常備工具のほか、運送する高圧ガスの種類に応じ、災害発生防止のための応急措置に必要な、保護具、非常用工具、資材類及び薬剤等
ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合はこの限りでない。
- (2) 第7条第1号に該当する運送車は、運送途上における災害時等に応援を受けるための措置等、高圧ガスの運送途上における災害防止のための事項を記載した文書
- (3) 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガスを運送するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び運送中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面
ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除き、高圧ガスの移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合はこの限りでない。

解 説

第16条関係（携行品）

- 1 応援を受ける措置等高圧ガスの運送時の災害防止のための事項を記載した文書（以下「応援を受ける措置等の災害防止のための書面」という。）は、一般高圧ガス保安規則第49条第1項第19号、液化石油ガス保安規則第48条第16号の規定によるものをいい、次の事項を記載した文書とする。

なお、「関係規則の運用及び通達」により当分の間、従前の移動計画書（平成10年3月31日以前に高圧ガス保安法関係省令に基づき作成されたものをいう。以下同じ。）をもって同文書と見なすことができる。

- (1) 事故時における荷送人への連絡の措置
 - (2) 災害時における応援の措置及び地域防災組織（神奈川県内の事業所にあつては、（公社）神奈川県高圧ガス防災協議会）の会員であることを示すもの
 - (3) 積載した高圧ガスの性状、取扱い方法及び緊急時の措置（イエローカード（（一社）日本化学工業協会「物流安全管理指針に係る緊急連絡カード」）の様式のものを含む。）
 - (4) 車両に固定した容器にあつては、容器番号、内容積及び充填されたガス名、その他のものにあつては、容器の種類、本数、質量（圧縮ガスにあつては、容積）及びガスの種類
 - (5) その他安全に運行するために必要な措置
- 2 当該高圧ガスの名称、性状及び運送中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面（以下「運送中の災害防止のための注意書」という。）とは、一般高圧ガス保安規

則第49条第1項第21号、液化石油ガス保安規則第48条第18号の規定によるものをいい、積載した高圧ガスの性状及び取扱い方法でイエローカード（（一社）日本化学工業協会「物流安全管理指針に係る緊急連絡カード」）の様式のものを含むものとする。

なお、「関係規則の運用及び通達」により当分の間、従前の携帯書面をもって同書面と見なすことができる。

- 3 携行品は、次の表による運送者の区分（○印に該当するもの。）に応じた品目及び個数とする。

(少量移動を除く)

品 目		個 数	摘 要	運 送 車 の 区 分						
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
保 護 具	防毒マスク	搭乗者数	毒性ガスの種類に適した隔離式防毒マスクとする。					○	○	
	空気呼吸器	〃	圧縮空気放出肺力式空気呼吸器とする。					○		
	保護衣	〃	ビニール引き布製又はゴム引布製の上衣等で緊急に着用できるもの					○	○	
	保護手袋	〃	ゴム又は革	○	○	○	○	○	○	○
	保護くつ	〃	〃	○	○	○	○	○	○	○
資 材	赤旗	1		○	○	○	○	○	○	○
	赤色合図灯又は懐中電灯	1	車両備付けでよい	○	○	○	○	○	○	○
	メガホン又は携帯用拡声器	1	消石灰の摘要欄に掲げる毒性ガスのときは携帯用拡声器	○	○	○	○	○	○	○
	ロープ	15m以上	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素は、15m×2本以上	○	○	○	○	○	○	○
	布類（毛布等）、ポリエチレンシート等							○	○	
	車止め	2以上		○	○	○	○	○	○	○
	バケツ	1						○	○	
	漏えい検知剤	1	高压ガスの種類に応じたもの	○	○	○	○	○	○	○
薬 劑	消石灰	40kg以上	塩素、塩化水素、ホスゲン、亜硫酸ガス等効果のある液化ガスに適用し、雨水が当たらないように措置した箱に入れること。					○		
		20kg以上							○	
工 具	モンキースパナ	1	車両備付けの工具で適合するものは代用できる。（車両に積載した容器の場合は除く）	○	○	○	○	○	○	○
	容器バルブ開閉用グラントスパナ	1	運送した容器に適合したもの（車両に固定した容器及び容器にバルブ開閉用ハンドルが装着されている場合を除く）		○	○	○	○	○	○
	容器バルブグラントスパナ	1	運送する容器に適合したもの（車両に固定した容器の場合を除く）		○	○	○	○	○	○
漏 洩 防 止 器 具	防災キャップ	1	運送する容器に適合したものとし、パッキン又はシールテープを付属すること。（車両に固定した容器の場合を除く）					○	○	
	容器バルブ用袋ナット又はプラグ	1	運送する容器に適合したもの（車両に固定した容器の場合を除く）		○	○	○			
必 要 書 類	応援を受ける措置等運送途上における災害防止のための書面		[可燃性ガス、酸素]3t、300m ³ 以上 [毒性ガス]1 t、100m ³ 以上 [特殊高压ガス] (△印)	○	○			○	△	△
	運送中の災害防止のための注意書			○	○	○	○	○	○	
	防災事業所一覧表			○	○	○	○	○	○	○

(注)

- (1) 防毒マスクは、高濃度用全面形とする。なお、5級及び6級の運送車であって、空気呼吸器を携行する場合は、防毒マスクの携行は不要である。
- (2) 漏えい検知剤は、石けん水及び運送するガスに応じて10%のアンモニア水または5%の塩酸とする。
- (3) 車輪止めは、堅木材又は鉄板でタイヤの径にあわせて製作されたもので、かつ、ハンドルのついたものとする。
- (4) 携行品は、始業時あるいは出発前に確認する。
- (5) 携行品は、運送員が速かに使用できる個所に装備する。
- (6) 防毒マスク、空気呼吸器の装着訓練は、月一回以上行う。
- (7) 保護手袋、保護靴とは、取り扱う高圧ガスの種類及び作業の特性に適応したゴム手袋、革手袋等及び液化石油ガスではゴム長靴、圧縮ガスにあっては安全靴又は通電靴等をいう。
- (8) 運送業者等は、下記事項を記載したカード等を作成し、運送車の見やすい箇所に常備する。

ア 緊急時の連絡先

警察、消防、防災事業所、自社事業所等の所在地及び電話番号

イ ガスの名称及び特性

ガス名、ガスの性状（温度と圧力の関係、比重、色、臭気等）、火災、爆発の危険性の有無、人体に対する毒性の有無

ウ 運送にあたっての注意事項及び事故発生時の応急措置方法

エ その他必要事項